

令和8年度

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

福井県総合グリーンセンター

〒910-0336 坂井市丸岡町楽間15

TEL 0776-67-0002

FAX 0776-67-0004

受付期間	令和8年7月31日（金）まで（郵送または持参）〈必着〉
面接試験日	受験者に別途連絡します
採用予定日	令和8年9月1日（火）

1. 募集概要

採用予定日	令和8年9月1日（火）
任用期間	令和8年9月1日～令和9年3月31日 （所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新されることがあります。）
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務所属	福井県総合グリーンセンター（坂井市丸岡町楽間15）
業務内容	林業試験研究の補助業務 （苗木の水やり、草取り、育苗ハウスの清掃、種子採取・選別など） ※ビニールハウスや屋外での勤務
採用予定数	1名

2. 受験資格

○共通事項

- ・次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方（受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。）

（1）身体障害者手帳

（2）都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書※（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

※診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。

（3）都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳

（4）児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

（5）精神障害者保健福祉手帳

・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

○その他

・従事いただく業務はスギの育苗ハウス内での作業となりますので、スギ花粉への曝露環境下で支障なく業務を遂行できる者

3. 試験の方法

・受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4. 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 受験者に別途連絡します。
- (2) 試験会場 福井県総合グリーンセンター（坂井市丸岡町楽間15） 1階会議室

5. 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続きについてご案内します。

6. 受験手続

(1) 申込方法

次の①～③の手続きをお願いします（すべての手続きが必要です）。

- ①ハローワークで紹介状を発行してもらってください。
- ②障がい者を有することを証明する手帳等の写しをご準備ください。
- ③「障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要な事項を記入の上、①および②の書類を添付し、下記申込先へ提出（持参または郵送）してください。

【受験申込先】

〒910-0336 坂井市丸岡町楽間15

福井県総合グリーンセンター 管理課

④申込書の入手方法

- ・福井県ホームページからダウンロードする
- ・福井県総合グリーンセンターで受け取る（紙に印刷した申込書をお渡しします。必ず事前連絡の上、お越しください）

(2) 受付期間 令和8年7月17日(金)～ 令和8年7月31日(金)〈必着〉

※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)

- (3) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、令和8年7月31日(金)までに到着したものに限り受け付けます。

7. 勤務条件

(1) 勤務日、勤務時間、報酬

- ・勤務日 月11日勤務
※毎月、所属が指定する日（原則、土、日、祝日を除く平日）
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
※勤務日以外が休日となります。（1週間あたり2日以上）
- ・勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- ・報酬 日額9,100円

(2) 期末勤勉手当（ボーナス）

- ・勤務期間等に応じて支給

(3) 休暇

- ・年次有給休暇：年間5日
※勤務日数等に応じて付与日数が変わります。
- ・特別休暇：忌引休暇（有給）、夏季休暇（有給）、病気休暇（有給）など

(4) 留意事項

- ・通勤手当を別途支給します（片道2km以上）。
- ・社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによります。
- ・公務災害補償（または労働者災害補償保険）を適用します。
- ・地方公務員上の服務規程等が適用されます（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）。
- ・報酬等については、給与改定等により変更となる場合があります。
- ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8. 試験結果の開示

- ・この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1ヶ月	福井県総合グリーンセンター （坂井市丸岡町楽間15）

- ・開示請求する場合は、あらかじめ電話連絡のうえ、以下のいずれかの書類を持参し、午前8時

30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は認めません。）が、直接、開示場所へお越しください。ただし、原則、土曜日、日曜日および祝休日は受付しておりません。

＜必要書類（いずれか）＞

- ①運転免許証 ②日本国旅券（パスポート） ③各種健康保険の資格確認書
- ④各種年金手帳等 ⑤個人番号カード

9. その他

- ・受験票は発行しません。
- ・受験において何らかの配慮（補装具等の持込使用等）を希望される方は、申込書の「受験に当たっての要望事項」欄にその内容を記入してください。ただし、内容によっては、配慮できない場合があります。
- ・就労支援機関職員の面接への同席は可能です。
- ・その他ご不明な点がございましたら、総合グリーンセンター（TEL 0776-67-0002）までお問い合わせください。